



News Release

<http://www.shinkin.co.jp/bihoku/>

2023年 1月27日

長期間入出金のない普通預金のお取扱いについて

日頃は、備北信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない預金口座がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等に不正利用されることによる被害を防止するため、普通預金規定第15条（解約等）第6項に従いまして、下記の条件に該当する預金のお取引を令和5年3月1日（水）から停止させていただきます。

なお、停止以降、当該口座への預け入れ、払い戻し、口座引き落とし等が出来なくなります。

記

対 象	普通預金等
お取引停止条件 右記の条件すべてを満たす口座	①2年以内に決算利息以外の入出金が無い口座 ②残高千円未満の口座 ③上記の預金以外に他のお取引※等が無い口座 ※他のお取引とは 他の普通預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、投資信託、出資金、融資等

普通預金規定（抜粋）

普通預金規定
第15条（解約等）第6項 この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

お取引が停止となった口座については、口座名義ご本人さまの申出により、お取引の再開または払い戻しができますので、ご本人さまであることの確認出来る本人確認書類のほか、預金通帳、お届け印をご用意の上、当金庫窓口までご来店ください。

以上